

岡山型持続可能な社会経済モデル構築総合特区 [指定：平成25年2月、認定：平成25年11月]

正
準

I 目標に向けた取組の進捗に関する評価

i) + ii) の平均値 $(3.7+3.0) \div 2=3.4$

3.4

i) 取組の進捗

目標値に対する実績に基づく進捗度(当年度実績)

番号	評価指標	進捗度	評点
1	介護保険料の上昇率の抑制	89%	4
2	在宅を可能とする最先端介護機器等の活用による産業振興	50%	2
3	在宅高齢者の増加とQOLの向上	107%	5

評価指標毎の進捗の評価の平均値 $(5 \times 1 + 4 \times 1 + 3 \times 0 + 2 \times 1 + 1 \times 0) \div 3=3.7$

3.7

・1つの評価指標に複数の数値目標がある場合は、各数値目標の評価を寄与度に応じて加重平均する。
 (例) 評価指標1について、a、b、cという3つの数値目標があり、各数値目標の評点・寄与度がa:5・20%、b:4・10%、c:3・70%の場合、 $5 \times 0.2 + 4 \times 0.1 + 3 \times 0.7=3.5$ で、四捨五入して評価指標1の評価は「4」となる。

ii) 取組の方向性に対する評価

専門家による評価の平均値

3.0

II 支援措置の活用と地域独自の取組の状況に関する評価

i)、ii)、iii) の平均値 $(3.8+3.2+3.6) \div 3=3.5$

3.5

i) 規制の特例措置を活用した事業等の評価

■ 規制の特例措置を活用した事業

(事項)

・地域活性化総合特別区域介護機器貸与モデル事業及び介護予防ポイント事業

(概要)

・介護機器貸与モデル事業及び介護予防ポイント事業ともに平成26年1月から事業を開始した。

(規制所管府省(厚生労働省)の評価(特記事項))

・特例措置による事業の利用者数が少なく、現時点では効果についての評価は困難。

・事業の利用者数が少ない原因等を分析し、今後、事業の効果に関する調査がより精度の高いものとなることを期待。

■ 国との協議の結果、現時点で実現可能なことが明らかとなった措置による事業

(事項)

・訪問看護・訪問介護事業者に対する駐車許可簡素化事業

(概要)

・平成25年秋協議における警察庁との協議において、現行制度で対応可能であるとの代替案の提示があり、その後、岡山県警察との協議において、訪問介護事業所等に対する、利用者の緊急の求めに応じて訪問する場合を想定した駐車許可が可能となった。

(事項)

・医療法人による配食サービスの実施事業

(概要)

・平成25年度末の通知改正により、医療法人による配食サービスが実施されている。

専門家による評価の平均値

3.8

正：平成27年3月末までに計画が認定された地区／準：平成27年3月末時点では計画が認定されていない地区

ii) 財政・税制・金融支援の活用実績の評価

専門家による評価の平均値

3.2

iii) 地域独自の取組の状況の評価

専門家による評価の平均値

3.6

Ⅲ 取組全体にわたる事業の進捗と政策課題の解決に関する評価

(専門家所見(主なもの))

3.4

・デイサービス改善インセンティブ事業参加事業所の利用者に対する精神的健康状態の調査を行ったことは、政策評価の観点からも評価できるが、効果指標は変化を計測した方がよいのではないだろうか。

・目標に向かって改革を深化、具体化する方向には向かっていないように思われる。本事業の当初の第一目標である、利用者が重度になれば介護保険事業者の収益が増大するように設定された従来のシステムを、利用者の自立(軽度化)支援にインセンティブを与えるシステムに改革するという目標を実現するための、具体的な方策に対する規制緩和や財政・税制・金融支援を明らかにするなど、体制や戦略の立て直しが必要ではないか。

・介護予防ポイント事業とデイサービス改善インセンティブ事業が、介護保険料の伸びにどのように影響を与えるかがはっきりしない。より直接本事業を評価する指標を用いた方がよいのではないか。

専門家による評価(専門家の総合的な所見)の平均値

3.4

総合評価

I、II及びIIIを1:1:2の比率で計算 $(3.4 + 3.5 + 3.4 \times 2) / 4 = 3.4$

3.4

(注)評価に係る評点及び表記の考え方については以下のとおり。

・評価は5～1(評点)で行う。

・進捗度は、100%以上を5、80%以上100%未満を4、60%以上80%未満を3、40%以上60%未満を2、40%未満を1とする。

・進捗度以外の評価項目における評点は、5:著しく優れている、4:十分に優れている、3:適当である、2:適当であると認めるには不十分である、1:適当であると認められないとする。